

在留カード等仕様書（一般公開用） 従前との変更内容（Ver 1.4）

項番	区分	該当頁	訂正前	訂正後
1	3.3.4.9 チェックコード、公開鍵証明書 (DF3/EF01)	13	※平成24年7月9日から同年8月5日までの間に発行された一部の在留カード及び特別永住者証明書について、電子署名（チェックコード及び公開鍵証明書）に固定値が格納された在留カード等が存在している。この固定値に関する情報は、在留カード等仕様書（別紙）を参照すること。また、固定値に関する情報の入手方法については、出入国在留管理庁のホームページを参照すること。	（削除）
2	3.4.3.1 署名検証方法	15	ICカードから読み出したチェックコードを上位端末で検証する場合、図3-4の手順で検証する。検証に利用する公開鍵等の情報についてはチェックコードと共にDF3/EF01のファイルに記録されている。 (3.3.4.9参照) 下記手順の④で比較したハッシュ値が一致しなかった場合、そのICカードのデータは改ざんされている可能性があるため、上位端末にて適切なエラー処理をすることが必要となる。 なお、平成24年7月9日から同年8月5日までの間に発行された一部の在留カード及び特別永住者証明書について、電子署名（チェックコード及び公開鍵証明書）に固定値が格納された在留カード等が存在するため、下記の署名検証方法手順を実施した結果、署名検証が成功しない場合が存在する。この固定値に関する情報は、在留カード等仕様書（別紙）を参照すること。また、固定値に関する情報の入手方法については、入国管理局のホームページを参照すること。	ICカードから読み出したチェックコードを上位端末で検証する場合、図3-4の手順で検証する。検証に利用する公開鍵等の情報についてはチェックコードと共にDF3/EF01のファイルに記録されている。 (3.3.4.9参照) 下記手順の④で比較したハッシュ値が一致しなかった場合、そのICカードのデータは改ざんされている可能性があるため、上位端末にて適切なエラー処理をすることが必要となる。